

一般社団法人入間市シルバー人材センター 独自事業イベント班要綱

(設 置)

第1条 一般社団法人入間市シルバー人材センター（以下センターという。）職群班としてイベント班を設置する。

(目 的)

第2条 独自事業の拡大及び会員の交流を深め、普及啓発と地域社会への貢献事業として活動することを目的とする。

(組 織)

第3条 イベント班に登録する会員で構成し組織する。

(事 業)

第4条 次の各種イベントや催し物を企画、実行することができる。

- (1) センターがすでに参加していた入間市内のイベント
- (2) イベント班が独自で企画したイベント
- (3) センターを通して、イベント班が依頼を受けたイベント
- (4) 各種イベントについては、班会議で検討し参加の可否を決定する。

(役 職)

第5条 班活動の円滑な運営と各施設での安定した就業活動及び後継者の育成を図るため次の役職を置く。

- (1) 班 長 1名
- (2) 副班長 2名 副班長は班長を補佐し、班長に事故あるときは、又は、欠けたときは、その所掌事項を代行する。
- (3) 前項の役職は、班員の互選により選出する。

(役職者の任期)

第6条 役職者の任期は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。
但し再任は妨げない。

(班長の任務)

第7条 班長の任務は次の通りとする。

- (1) 各種イベントの参加調整
- (2) 各種イベントの参加について人員調整

- (3) イベント班の活動における安全就業及び健康への配慮と徹底
- (4) 各種イベント方針、手順の徹底と進捗状況の把握
- (5) 後継者の育成
- (6) 会議開催にあたっての召集

(会議)

第8条 イベント班の会議を次のとおり開催することができる

- (1) イベント班会議は班長が召集する
- (2) イベント班会議は適宜必要に応じて開催する
- (3) 各会議は班員の過半数以上の出席により成立する
- (4) 各会議は必要に応じセンター職員が参加することができる

(配分金)

第9条 各種イベントにおいて販売した売上金については、合計金額より必要経費、材料費、事務費を控除した金額を参加した班員で案分し配分金として支払う。

(協力要請)

第10条 センターの要請したイベントについて、配分金の発生しない場合においてもボランティアとして協力しなければならない。

(経費)

第11条 イベントを実施する際に要した次の経費はセンターが負担する。

- (1) 班員又は会員への郵送料
- (2) 普及啓発のための費用
- (3) その他事務局に申請し許可を得た費用

(改廃)

第12条 この要綱の改廃は事務局において決定する。

(その他)

第13条 この要綱にない事項は事務局とイベント班において協議し決定する。

附則

この要綱は、令和2年7月1日より施行する